

行政相談をご利用ください

総務省では、国や特殊法人などが行っている仕事について、皆さんの苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。

この制度を知っていただき、利用していただくため十月十七日(月)から二十三日(日)まで「行政相談週間」を実施します。

国の仕事やサービスなどについて、苦情や意見・要望がありましたら、気軽に相談ください。

相談は無料で、秘密は守ります。

□阿久比町の行政相談員

伊藤政則さん ☎(48)72227

※ 行政相談員とは、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアです。

一日合同行政相談所を開設

総務省中部管区行政評価局では、次のとおり「一日合同行政相談所」を開設します。

年金、税金、登記などの行政相談をはじめ、相続、離婚などの法律相談、また今年は、東日本大震災で被災し愛知県へ避難されている方のための相談も受け付けますので、気軽にご利用ください。

□日時 十月十九日(水) 午前十時～午後三時

□場所 アスナル金山「アスナルホール」(名古屋市中心)

□問い合わせ先 総務省中部管区行政評価局

☎052(972)7415

◇ 当日都合の悪い方は、次のところでも相談に応じていますので、ご利用ください。

□名古屋総合行政相談所(相談時間は午前十時～午後六時、祝日・年末年始は休み)

名古屋市中区錦3-23-31 栄町ビル九階

☎052(961)4522

□行政苦情110番(総務省中部管区行政評価局首席行政相談官室)

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館四階

☎052(090)0110

行政相談週間 10月17日～ 10月23日

なくそう「枯れ草火災」

枯れ草となる前に刈り取りを

季節が変わり、北風が吹くころになると、青々としていた草もいつしか枯れ草となり、枯れ草火災が発生しやすくなります。

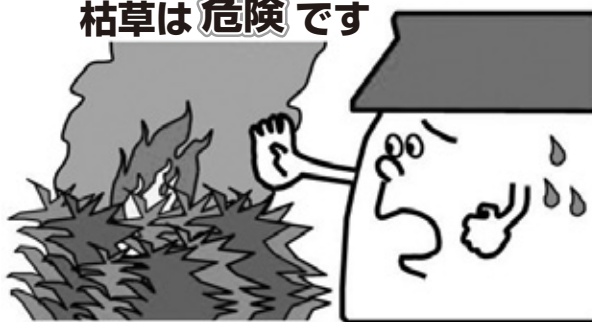
枯れ草は、タバコの投げ捨て、子どもの火遊びなどの小さな火から容易に燃え広がります。

特に建物に近いところに繁茂している枯れ草は、危険性が高いので消防署では、早い時期の刈り取りを呼び掛けています。



タバコの投げ捨ては やめましょう

建物から10m以内の 枯草は危険です



土地所有者・管理者は、建物から十メートルくらい(草丈二十センチメートル以上)を刈り取り、安全な方法で処分してください。

消防署は、十一月から町内の枯れ草繁茂地を調べ、火災予防上危険な場所は刈り取りを依頼します。

建物の近くに枯れ草が繁茂しているような場所がありましたら、消防署までお知らせください。

□問い合わせ先 半田消防署阿久比支署 ☎(47)0119